平成２４年（フ）第６７９号
大阪市淀川区東三国１丁目16番２号　山本マンション502号
債務者　藤田　直人
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９０号
大阪府八尾市恩智北町４丁目471番地の７
債務者　岸本美津子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４５号
大阪府枚方市三栗２丁目２番14―404号、住民票上の住所大阪府枚方市北中振３丁目８番１―310号
債務者　緒方　洋己
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８４号
大阪市城東区放出西３丁目11番16号　コーポドリーム202
債務者　東峰　久依
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８５号
大阪市淀川区東三国１丁目30番16―601号
債務者　竹森　紳一
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９０号
大阪市都島区中野町２丁目４番12―211号
債務者　寺田　道雄
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９９号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目３番41―1503号
債務者　小林　充子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８００号
大阪府東大阪市高井田中３丁目13番10号
債務者　永川博行こと　李　　博行
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４号
香川県高松市木太町3861番地15　アートスペース木太東305号室
債務者　吉田　美香
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４１号
香川県高松市西山崎町253番地２
債務者　大坪由香里（旧姓樋笠）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２７号
長崎県長崎市高平町12番24号　ガーデンハウス平山Ａ－Ｒ103、旧住所長崎県長崎市浜町２番７号　西浜町第２ビル５－Ｄ
債務者　髙田　泰幸
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４３号
宮城県塩竈市後楽町８番70号、従前の住所東京都北区西ケ原４丁目38番１号　ハウススガヤ101号
債務者　田中　　勉
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８６号
仙台市泉区北中山２丁目15番地の５
債務者　秋谷　謙治
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町２丁目５番18号　アルスマンション201号、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目16番９―603号　山下方
債務者　金城　照美（旧姓笠間）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
長野県松本市大字惣社490番地４　第５光荘３号室
債務者　小松　謙一
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８号
長野県塩尻市大字広丘堅石６番地１
債務者　三尾英明こと　鄭　　英明
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６６８号
岐阜市茜部菱野３丁目105番地
債務者　髙野　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
岐阜地方裁判所